

第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置する場合については、以下の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定

市長は、内閣総理大臣から、知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市対策本部の設置

市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に初動連絡体制又は市災害対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員、市対策本部職員の参集等

市対策本部を設置した場合には、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、携帯電話等を活用し、市対策本部等に参集するよう連絡する。

なお、その他の職員を含めた参集体制は、別に定める。

エ 市対策本部の開設

市対策本部職員は、市役所に市対策本部を開設するとともに、市対策本部長は、直ちに、知事、その他関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。

オ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合など市対策本部を市役所内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

予備施設として

南消防署

市民文化センター

市立図書館

の順位とする。

(2) 市対策本部の組織及び所掌事務

市対策本部の組織及び所掌事務については、別に定める。

(3) 市対策本部における広報

市は、住民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な国民保護措置がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等に配慮する。

(4) 市現地対策本部の設置

市対策本部の設置場所と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施を図るため、市長は、市現地対策本部を設置することができる。

(5) 市対策本部長の総合調整等

市対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、以下に掲げる措置を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

なお、県対策本部長が総合調整を行う場合には、市長等は、県対策本部長に対して意見を述べることができる。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

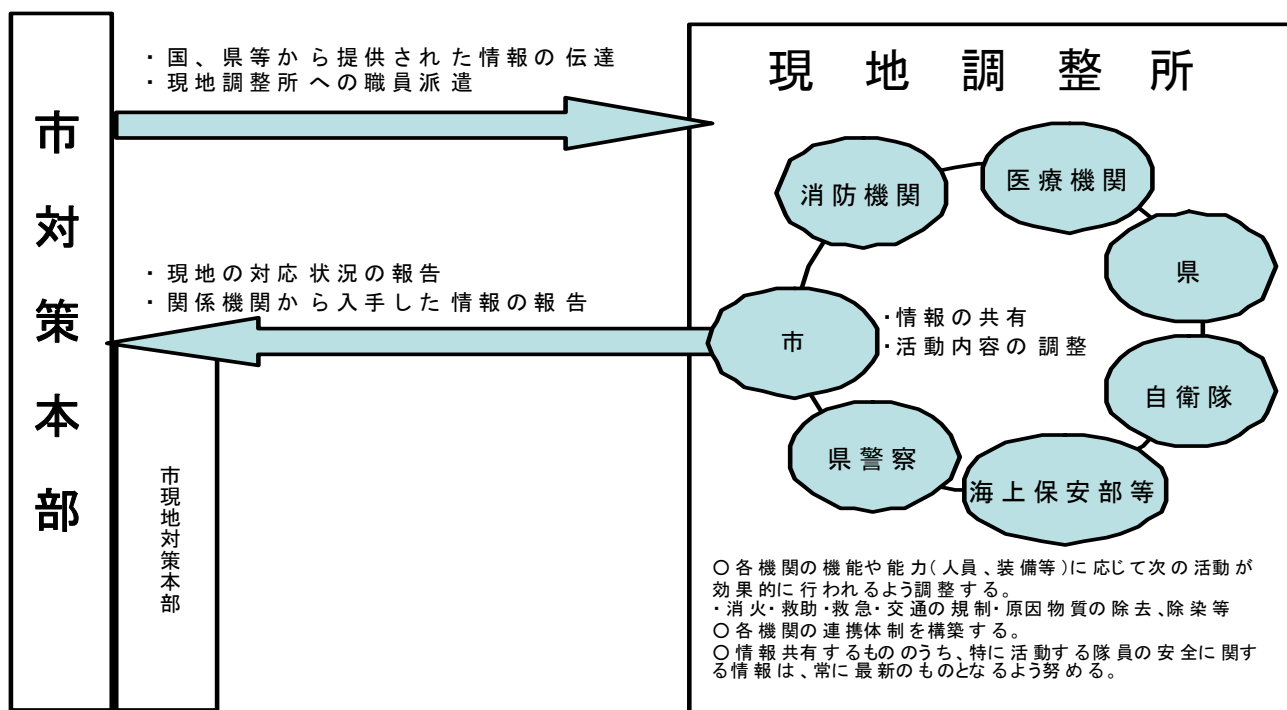
この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(6) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 現地調整所

- (1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、関係機関との情報共有及び活動調整を行うため、現地調整所を設置する。（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣する。）



- (2) 事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- (3) 関係機関の連携の強化を図るため、現場レベルにおける各機関の代表者が、情報共有や活動調整を定時又は随時に行う。
- (4) 現地における最新の情報を、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全を確保する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本

部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた場合には、当該情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、その旨を直ちに総務省に連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。